

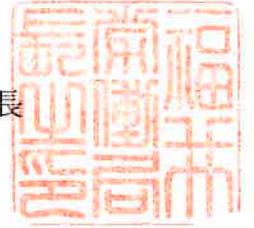


福井労発基 1031 第 5 号  
令和 5 年 10 月 31 日

公益社団法人  
福井県労働基準協会長 殿



福井労働局長



雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱う  
に当たっての留意事項の一部改正について（通知）

労働基準行政の運営につきましては、日頃より格別の御協力を賜り厚く御礼  
申し上げます。

さて、雇用管理分野における個人情報のうち労働者の健康に関する  
情報（以下「健康情報」という。）の取扱いについては、「個人情報  
の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成  
28 年個人情報保護委員会告示第 6 号。別添 1）の適用に伴い、「雇  
用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっ  
ての留意事項」（平成 29 年 5 月 29 日付け個情第 752 号、基発 0529  
第 6 号。以下「留意事項」という。）を定め、その周知を図ってき  
たところです。

今般、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法  
等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）の一部が令和 4  
年 1 月 1 日から施行されたこと並びに個人情報の保護に関する法  
律等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 44 号）及びデジタル  
社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法  
律第 37 号）が令和 4 年 4 月 1 日及び令和 5 年 4 月 1 日から施行さ  
れたことに伴い、留意事項について、別添 2 のとおり一部改正を行  
い、別添 3 のとおり定めました。

これに基づき、労働者の健康情報の取扱いが適正に行われるよう、  
会員事業場等の関係者に対する周知方御協力をお願いいたします。